

監査結果に基づく措置通知

令和 7 年度定期監査・行政監査

さぬき市監査委員

令和7年度定期監査・行政監査結果に基づく措置通知一覧

結果 No.	区分	項目	所管課	ページ
1	指導注意事項 検討事項	準公金関係書類について	教育委員会事務局 生涯学習課	P1
2	検討事項	車両更新におけるリース方式の検討について	教育委員会事務局 学校教育課	P2

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監 査 年 度	令和 7 年度		結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項 検討事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課	
指摘・意見等の 項目	準公金関係書類について			
指摘・意見等の 内容	支出伝票の確認において、実際出金すべき金額ではなく、レシートに記載された釣銭相当額を出金していた事例が認められた。また、所管課において報告を受けた際にも当該誤りに気づかず、適正と判断される決裁が行われていた。今後は、報告書類及び関係書類の内容確認を一層徹底するとともに、必要に応じて適切な指導・助言を行い、再発防止に努められたい。 また、各伝票に係る事務決裁についても、決裁権者の設定が適切であるかを改めて検証し、責任体制を明確にした上で、適正な事務処理の確保に努められたい。			

指摘又は意見等に対する措置等

措 置 通 知 日	令和8年5月20日
所 管 課 等	教育委員会事務局生涯学習課
措 置 内 容 等	指摘事項については、適切に修正を行った上で事務処理を完了している。 また、各事業を担当している公民館長等に対して関係書類等の確認を一層徹底するよう指導を行い、生涯学習課担当者及び課長による確認についても強化することで再発防止に努めるものとしている。 なお、各伝票に係る事務決裁については、各公民館の所管している生涯学習課長が最終決裁権者であり、責任者となることを再確認し、支出伝票についてもより一層の確認の徹底を行っていくものとしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監 査 年 度	令和 7 年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会事務局 学校教育課
指摘・意見等の項目	車両更新におけるリース方式の検討について		
指摘・意見等の内容	運行ルートは利用児童・生徒数に応じ適切に見直されているが、将来的な児童・生徒数減少を踏まえ、車両更新時には費用対効果の観点からリース方式も選択肢として検討されたい。		

指摘又は意見等に対する措置等

措 置 通 知 日	令和8年5月20日
所 管 課 等	教育委員会事務局学校教育課
措 置 内 容 等	スクールバスの車両更新に当たっては、今後の児童生徒数の変動を踏まえ、車両規模を柔軟に見直していくことが重要である。 現在は、車両更新の際に、必要定員や運行状況（平日の登下校便、校外学習便及び休日の部活動便）を踏まえたうえで、車両規模を検討し、スクールバス車両を購入により更新している。一方で、車両を一度購入すると、長期間使用することが前提となるため、将来的な児童生徒数の変動に柔軟に対応しにくい面がある。また、車両の使用期間が長くなるほど修繕費が増加する傾向にあり、財政的な負担も大きくなっている。 リース方式については、一般的に契約期間が5年又は7年程度に設定されることが多く、維持管理費用を含めた契約とすることも可能である。そのため、一定期間ごとの車両更新がしやすいといった利点がある。一方で、リース料には車両本体価格だけでなく、維持管理費や契約に伴う諸経費が含まれるため、支払総額が購入方式より高くなる可能性がある。また、契約期間中は原則として同じ車両を使用することとなるため、児童生徒数の増減や運行ルートの変更に伴い、途中解約又は車両変更を行う場合には、違約金等が発生するなど、一定の制約もある。 このことから、今後の車両更新に当たっては、必要定員や運行状況、利用者数に加え、今後5年間程度の児童生徒数の推計を確認するとともに、車両本体価格、維持管理費等を総合的に比較し、購入方式とリース方式のいずれが費用対効果の面で適切であるかを検討していく。